## (28) 少林寺拳法

令和3年度第56回群馬県高等学校総合体育大会少林寺拳法競技会 兼令和3年度第52回関東高等学校少林寺拳法大会県予選会 兼令和3年度第48回全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会県予選会 兼令和3年度第15回群馬県高等学校少林寺拳法選手権大会

- 1. 期 日 令和3年5月16日(日)8時30分より
- 2. 会 場 桐生高等学校 第2体育館·格技場
- - ①組演武 ②単独演武 ③団体演武
  - \*団体演武の部の1構成目と6構成目の単独演武については、下記の単独演武基本法形より1技選択し、一方向のみ行うこと。

天地拳第一系~六系,義和拳第一系・二系,龍王拳第一系・三系,龍の形(逆小手),紅卍拳,白蓮拳第一系

- \*演武の構成は、組演武・単独演武・団体演武ともに6構成とする。
- 4. 競技規定 一般財団法人少林寺拳法連盟競技規則に基づいて行う。
- 5. 新型コロナウイルス対策
  - \*本連盟作成の「新型コロナウイルス感染症に係る群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン」に沿った対策を講じるとともに、細部については、各競技団体作成のガイドラインや群馬県作成の「新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント等開催ガイドライン」に準じた万全の対策を講じること。
  - \*無観客とする。
- 6. 競技方法 \*審判による採点法により、順位を決定する。
  - \*男女の混合は認めない。
  - \*組演武・団体演武は1分30秒~2分以内,単独演武は1分~1分15秒以内とする。
  - \*団体演武は、1・6構成については指定(上記)の単独法形演武を行い、2・3・4・5構成については二人相対で行うものとする。各校男女とも1チームとし、6人1組、補欠は2名までとする。
  - \*団体演武のみ他種目と兼ねることができる。(団体の補欠も1種目に数える)
  - \* H24.9.1 施行(大会規則改訂)により,技の使用について以下の許容範囲を設ける。 ※演武者が「見習・6級・5級・4級」の場合は,3級科目までの技が使用できる。 ※演武者が「3級・2級・1級」の場合は,初段科目までの技が使用できる。
- 7. 引率・監督 (1)引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。個人の場合は校長の 認める学校の職員とする。(但し、公立学校にあっては教員とする。)また、校長から引率を委嘱された「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された 者)も可とする。但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は、県高体連会長に 事前に届け出ること。
  - (2) 監督は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に必ず加入することを条件とする。
- 8. 参加 資格 (1)選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校(中等教育学校後期課程を含む) に在籍する生徒であること。
  - (2)本大会に参加する生徒は、当該校長の承認を得て、校長の認めた引率者により引率されなければならない。

- (3)選手は、本連盟少林寺拳法専門部に登録を完了し、且つ一般財団法人少林寺拳法連盟に有効に登録を完了しているものとする。
- (4)年齢は平成14(2002)年4月2日以降に生まれた者とする。但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
- (5) チームの編成は,全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
- (6)転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。但し、一家転住の場合は、特例として参加を認める。
- (7)参加選手は、日常的に健康状態を確認し、当日は「健康状態申告書」を提出すること。
- (8)全国総体への参加資格は、次の全国高体連の「大会参加資格の別途に定める規定」とする。

## 【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条,115条,124条及び134条の学校に在籍し,都道府県高等学校体育 連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
  - (1) 大会参加資格を認める条件
    - ア (公財)全国高等学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し,それを尊重すること。
    - イ 参加を希望する特別支援学校,高等専門学校,専修学校及び各種学校にあっては,学齢, 修学年限とも高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認 めない。
    - ウ 各学校にあっては、都道府県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ、全国大会へ の出場条件が満たされていること。
    - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失していず、 運営が適切であること。
  - (2) 大会参加に際し守るべき条件
    - ア 全国高等学校総合体育大会開催基準要項を遵守し,競技種目別大会申し合せ事項等に従う とともに,大会の円滑な運営に協力すること。
    - イ 大会参加に際しては、責任ある教員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害 保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
    - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。
- 9. 表 彰 各種目1位には選手権章を授与し、3位までには表彰状を授与する。また、団体演武優 勝校には、優勝楯(持回り)も授与する。
- 10. 大会中止条件 \*本連盟作成の「新型コロナウイルス感染症に係る群馬県高体連主催大会等実施ガイドライン」の「2. 県高体連主催大会再開に当たっての基本的考え方」に示されている開催条件が整わない場合。
  - \*県内の感染状況に鑑みて、安全が確保できないと判断した場合。
  - \*その他, 群馬県教育委員会又は群馬県高等学校体育連盟より大会の中止指示等があった場合。
- 11. プロ編成会議 4月27日(火)午前10時より,桐生高等学校応接室にて,常任委員責任のもと行う。
- 12. 関東大会出場権 団体演武は上位3位まで,組演武・単独演武は上位6位まで6月5日~6月6日に栃木県で開催される令和3年度関東高等学校少林寺拳法大会の出場権を得る。
- 13. 全国大会出場権 団体演武は優勝チーム,組演武・単独演武は上位2位まで7月30日~8月1日に長野県佐久市「長野県立武道館」で開催される令和3年度全国高等学校総合体育大会少林寺拳法競技大会の出場権を得る。